外貨普通預金規定（ステートメント方式）

１．（取扱店の範囲）

この預金の預入れまたは払戻しは、この預金の開設店（以下「当店」といいます。）に限り取扱います。

２．（取扱日）

この預金は、当金庫の営業日であっても外国為替市場が閉鎖しているときには、預入れまたは払戻しができないことがあります。

３．（お取引明細帳）

(1) この預金については通帳を発行いたしません。

(2) この預金の取引明細は、当金庫が作成する取引明細書「STATEMENT OF ACCOUNT」に記載して交付しますので、別に交付した「外貨普通預金取引明細帳」にとじ込んで保管してください。

４．（預入単位）

この預金の預入額は、当該外貨１通貨単位以上の金額とします。

５．（預金の受入れ）

(1) この預金に受入れできるものは次のとおりとします。

①現金（ただし、外国通貨現金は取扱いできません。）

②当店を支払場所とする手形、小切手、配当金受取証等（以下「証券類」という）のうち当店で決済を確認したもの

③為替による振込金

(2) 当店以外を支払場所とする証券類は取立のうえ、決済を確認した後受入れます。この場合、特に費用を要するときは、当金庫所定の手数料をいただきます。

(3) 手形要件（特に振出日、受取人）、小切手要件（特に振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。

(4) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。

(5) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

６．（預金の払戻し）

この預金を払出すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。

７．（外国通貨現金による払戻し）

この預金の外国通貨現金による払戻しは取扱いできません。

８．（利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高について付利単位を１通貨単位として、毎年 2 月と 8 月の第 3 土曜日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、翌日にこの預金に組み入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

９．（異なる通貨での受入れ、払出し）

(1) この預金口座へ、預金口座と異なる通貨を受入れる場合、またはこの預金口座から、預金口座と異なる通貨により支払う場合には、当金庫所定の為替相場により換算します。

(2) この預金口座と同一の通貨にて受入れる、または支払う場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

10. （届出事項の変更等）

(1) 印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面により当店に届出てください。

この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 印章を失った場合の預金の払戻しまたは解約は、当金庫所定の手続きをした後に行います。

この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(3) 成年後見人等の届出は次のとおりとします。

①家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。

②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

③すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2号と同様にお届けください。

④前3号の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

⑤前4号の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

11. （印鑑照合等）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

12. （譲渡、質入れの禁止）

この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

13. （取引の制限等）

(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただだけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合があります。

(2) 1 年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合があります。

(3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合があります。

(4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

(5) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ、適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届け出るものとします。

(6) 当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が経過した場合、当金庫の判断により、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部または全部を制限すること、または預金者に通知することにより預金口座を解

約することができるものとします。

なお、この制限または解約により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この制限または解約により当金庫に損害が生じたときは、当該預金者は、その損害額を支払うものとします。

14. （反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第 15 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 15 条第 3 項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

15. （解約等）

(1) この預金口座を解約する場合には、発行済みの「外貨普通預金取引明細帳」および「届出印」を持参のうえ、当店に申出てください。

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合

②この預金の預金者が第 12 条に違反した場合

③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

Ａ．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

Ｂ．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

Ｃ．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

Ｄ．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

Ｅ．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

Ａ．暴力的な要求行為

Ｂ．法的な責任を超えた不当な要求行為

Ｃ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

Ｄ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害

する行為

Ｅ．その他本号ＡからＤに準ずる行為

(4) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、または新規預入が停止され、その解除を求める場合には、届出印を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

16. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。

17. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、払戻請求書に届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

③第 1 号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到着した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4) 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別に定めがあるときには、その定めによるものとします。

ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

18. (利息、手数料等)

本規定に定める適用相場、利率、手数料等については、当店にお問い合わせください。

19. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

20. (適用法令)

この預金には、上記規定のほか外国為替に関する法令が適用されます。

以　　上

(2024年11月1日現在)